

豊田市污水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市污水ポンプ施設設置事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 污水ポンプ施設 污水を公共下水道等に排除するため、建築物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が設置する施設（建築物の地階から排出される下水を排除するために必要な施設を除く。）で、污水槽、污水ポンプ及びこれに伴う電気設備等をいう。
- (2) 低宅地 地盤が低い等のために、自然流下で污水を公共下水道等に排除することができない土地（所有者等の都合により、人為的に低位置となった土地を除く。）をいう。
- (3) 排水設備工事 し尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造して、排水設備を設置する工事（家屋等の新築に伴う工事を除く。）をいう。
- (4) 共同污水ポンプ施設 複数の者が共同で使用する污水ポンプ施設をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、低宅地であるため又は水路等が障害となるため、自然流下で污水を公共下水道等に排除することが困難な家屋等において、公共下水道等を使用するために污水ポンプ施設を設置しようとする者に対し、当該設置費用の一部を補助することにより公共下水道等の利用を促進し、もって生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域若しくは処理予定区域（処理区域とするための整備工事が現に行われている区域をいう。）又は豊田市污水处理施設条例第2条第3号に規定する污水处理区域に家屋等を有し、かつ、当該家屋等に係る排水設備工事と併せて污水ポンプ施設を設置し、又は本要綱の規定により補助金の交付を受けて設置した污水ポンプを交換しようとする個人であること。

- (2) 汚水ポンプ施設を設置しようとする土地に係る所有権その他の権利を有する者が、当該設置について承諾していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

（補助事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交付対象者が行う汚水ポンプ施設設置事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 汚水ポンプ施設設置工事費及び当該工事に伴う電気設備工事費
- (2) 汚水槽築造工事費
- (3) 汚水ポンプ施設更新工事費

（補助金額等）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とする。

2 良好な維持管理が行われているポンプを交換する場合の補助金の額は、汚水ポンプ施設更新工事費用の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) ポンプを設置した日から起算して10年以上が経過した後にポンプを交換する場合 100分の100
- (2) ポンプを設置した日から起算して10年が経過する前にポンプを交換する場合 100分の50

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の額は、汚水ポンプ施設を新たに設置する場合は80万円を、本要綱の規定により補助金の交付を受けて設置した汚水ポンプを交換する場合は20万円を限度とする。

4 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、汚水ポンプ施設設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 汚水ポンプ施設設置工事設計書
- (2) 汚水ポンプ施設設置工事設計図（平面図及び構造図）
- (3) 工事費見積書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 共同汚水ポンプ施設を設置する場合は、使用者の中から選出された代表者が、前項の手続を行うものとする。

（交付の決定等）

第9条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、汚水ポンプ施設設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 管理者は、補助金の交付を不適当と認めるときは、交付しない旨を決定し、汚水ポンプ施設設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 管理者は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、第1項の決定に条件を付することができる。

4 管理者は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧、下水道事業受益者負担金及び市税の収納状況を確認することができる。

（計画変更）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更（中止を含む。）をしようとする場合は、直ちに汚水ポンプ施設設置事業計画変更承認申請書（様式第4号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、額の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第11条 管理者は、前条第2項の規定により当該補助金の交付額の変更を承認したときは、汚水ポンプ施設設置補助金変更決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（工事の完了）

第12条 第9条又は前条の決定通知を受けた交付決定者は、当該決定通知の

属する年度の末日までに当該補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、汚水ポンプ施設設置事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備工事完了に伴う平面図及び汚水ポンプ施設構造図
- (2) 補助事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (3) 工事写真
- (4) その他管理者が必要と認める書類

2 共同汚水ポンプ施設を設置する場合は、前項各号の書類に加えて、代表者以外の使用者が補助金の受領について、代表者に委任することを示す書類を添付しなければならない。

(額の確定及び交付)

第14条 管理者は、前条第1項の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、汚水ポンプ施設設置補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の確定通知書を受領した交付決定者は、管理者が指定する請求書により、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

2 管理者は、前項の請求に基づき当該額を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第16条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは管理者の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第4条第3号又は第4号に該当することが判明したとき。
- (6) その他管理者が補助金の運用を不相当と認めたとき。

(維持管理)

第17条 交付決定者は、補助を受けて設置した汚水ポンプ施設を正常に機能させるため、適切な維持管理に努めなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。